

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、尾辻かな子さん。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子です。

今回のこの厚生労働委員会閉会中審査ですけれども、八月二十五日以来の三週間ぶりの衆議院厚生労働委員会となります。前回も三週間空きました。三週間に一度、そして僅か二時間の議論で、本当にこのコロナ対策の議論ができると思っておられるのか。委員長、私、非常に疑問に思っております。

今も自宅療養者数は先週の時点で全国十万三千人、重症者数は二千人弱、緊急事態宣言は十九都道府県に出ている、蔓延防止等重点措置は八県。にもかかわらず、国会を開いて議論しないというのは一体どういうことなのか。

さらに、私、びっくりしたんですけれども、菅総理が、明かりははっきり見え始めているという相変わらずの楽観的な発言をしておられ、麻生財務大臣も、先ほどから議論があるように、収束は

見えてきているという議論もありました。私たちに見えない明かりが菅総理や政府の人だけに見えるんでしょうか。本当に見える明かりがどのようなものか国会で議論いただきたいし、説明いただきたい。コロナに専念するために菅総理は次期総裁選挙立候補を断念されたのに、このまま、国会で説明されないまま退任されるんでしょうか。さらに、私たち、憲法五十三条に基づく国会開会要求、これも無視し続けられております。これは明確な憲法違反だと指摘をしておきたいと思えます。しっかりと国会を開いていただく、これが私たちのなすべきことだとお思います。まじりつかりと指摘をしておきたいと思えます。

今日、私、十五分ですので、簡潔な御答弁をお願いをしたいと思います。

私、今驚いているのは、こういう状態にもかかわらず、政府から出てくるメッセージが、緊急事態宣言のある意味基準の緩和と取れるようなものであったり、行動制限の緩和、こういったことがどんどん発信されているわけです。では、今週末の三連休、本当にどうなるんだろうか。このメッセージは、私は本当に危ないと思っております。

今日は尾身先生にこの辺りのことを含めてお聞きしたいと思いますが、今日の添付の資料の中で、分科会として「ワクチンの効果とその限界」ということを言っておられます。「我が国において全ての希望者がワクチン接種を終えたとしても、社会全体が守られるという意味での集団免疫の獲得は困難と考えられる。」ということと結論づけておられるわけですけれども、そうすると、菅総理

が言う明かりではなくて、これはやはりまだ悲観的な予測というのが必要だというふうに私は感じました。

尾身先生として、今後の見通しなんですけれども、やはりまだ新たな変異株が現れる可能性、やはりワクチンを打ち続けて、数年間私たちは新型コロナウイルスとつき合っていないかなきゃいけない、こういうふうには感じているわけですが、尾身先生、いかがでしょうか。

○尾身参考人 私は、これは、一生懸命ワクチンを接種したりいろいろ頑張っても、すぐにこの疾患を制圧してゼロにすることはできないので、当分このウイルスとの戦いといえますか、これは続けていく必要があると思っております。

○尾辻委員 済みません、尾身先生、当分というのは、めんどとしては大体どれぐらいのイメージで当分ということになりますでしょうか。

○尾身参考人 それはもう正確には神のみぞ知ることですけれども、大体、大まかなことを言うと、普通の人が入フルエンザのような感覚になると、入フルエンザの場合には、入フルエンザがあり、それから薬がどこにでもあるわけですよ。そうすると随分社会の不安感というのとはなくなると思うので、そういうふうになるのには、来年とか、すぐにはなるんじゃないかと、二、三年プラス、私はかかるのではないかと思っています。

○尾辻委員 ありがとうございます。専門家としての率直な御意見だと思えます。私たちは、その二、三年をどういうふうに乗るのか、やって

いかなければいけないと思います。

そして、そのときにワクチン接種をどのような頻度で何回打っていくのかというのは、これも議論すべきことだと思います。

十七日に審議会で議論されるということなんですが、これはちよつと大きい話になるんですが、WHOのテドロス事務局長は、とにかく三回目の追加接種、いわゆるブースター接種はやはり控えてほしい、少なくとも年末までは追加の接種を行わないようにして、まだ各国、一回のワクチン接種が終わっていない発展途上国はたくさんありますから、こういう国を助けるべきだということをおっしゃっております。

結局、三回目を先進国で打ったとしても、全くワクチンを打っていない国があれば、そこで更なる変異株が生まれ、結局のところ、終息が長引いてしまうという、部分最適が全体最適にならない、こういうこともあるかと思えますし、ランセットでも、論文でも、三回目の接種が必要だという信頼できるエビデンスはまだちよつと得られていないというようなことも出ていているというふうに私は聞いています。

尾身分科会会長は三回目の接種ということをおっしゃっておられますけれども、そうであるならば、いつ頃、どのような優先順位ですべきかと考えておられるのか、御見解をお聞かせください。

**○尾身参考人** 二回目の接種をしても抗体がだんだんと五か月ぐらいで下がるということはみんな御存じだと思いますけれども、それが実際に免疫にどれだけ影響するかというのはまだ分からない

んですけれども、いろいろな情報を分析しますと、やはり二回打った方よりも三回打った方がいいんじゃないか、そういうことを示唆するデータもあるので、私の政府への御提案は、今、やる、やらないかを、三回目を決めるといふことじゃなくて、いろいろなデータを分析して、そういう準備あるいは検討を今からしておかないと、いざ決めても遅いのですから、検討だけは今から始めていただきたいということであります。

**○尾辻委員** 尾身先生、そのWHOのテドロス事務局長の言っておられることについて、尾身先生の見解はいかがでしょう。

**○尾身参考人** 私は、日本政府への提案は、私の提言というか考えは、テドロス事務局長の言っていることは分かります。したがって、私は、日本には、オール・オア・ナッシングじゃなくて、日本の三回目が必要であればやる、早く二回目を終えて。と同時に、やはり国際社会の一員として、できるだけ、もう既に日本は台湾にやっていますよね、そういうことも、余裕があれば、そっちの、国際的な重要な一員でありますから、そういう貢献も同時に考えていくことだと思います。

**○尾辻委員** この三回目のことは、自国優先主義というところをどのようにして考えるのか、非常に議論が必要だと思います。審議会でもしっかりと議論をいただきたいと思えます。

そして次に、緩和のメッセージのこと、行動制限緩和のことについて、また、済みませんが、尾身先生にお聞きをしたいと思うんですけれども、私は、やはりこの時期にこういう行動制限緩和の議

論をすることは、ああ、もういいんだと、それも十一月というめどまで見えてしまったので、ああ、もう私たちゴールが見えているんだなというような形で、やはり人流もかなり増えております。

こういったこと、やはり私は、今ちよつと早過ぎるんじゃないかなと思うわけですけれども、この辺り、もう一度、尾身先生の御見解をお聞かせください。

**○尾身参考人** その委員の御質問に対して、私は比較的クリアな考えを持っております。

社会の一般の人々が、ワクチンがしっかりみんな打てるようになったらどういふ生活になるかという見通しを知りたいというのは、多くの人の願いだったと思います。我々分科会も、そうした期待があるし、国からの要請もあるし、我々自身もそれは必要だと思って先日出したわけですけれども。そのことは、言ってみれば、目安という、見通しを知りたいというのは多くの人のあれで、そういうことで出したことは、私はそれはむしろ国としてはやるべきことだと思います。

ただし、そのことと、今、国家の緊急事態宣言で緩めるということは全く別な話で、多くの日本の方はしっかりと説明すれば、十一月という生活になるから、それに向けて今頑張りますよという話であるので、その二つのことをごっちゃにすることがないように、政府の発信あるいはマスクミの方、マスクミの方には私は記者会見で随分お願いしたので、かなりそういう明確なメッセージを出していただいているので、これからも、見通しを持つということと、今しっかりとやるべきこと

というのをはつきり分ける、そのことは多くの日本の国民の人は理解してくれると私は思っています。

○尾辻委員 ありがとうございます。

今シンガポールは、報道によると、ワクチン接種率は八割になったんですけども、やはり制限緩和、行動制限の緩和をすると、感染者が今やはり急増し始めている、こういう現状もありますから、緩和の基準をどこにするのかというのは、これは非常に議論しなければいけないと思います。分科会でも、やはり、国民的な議論をしてほしいということをおっしゃっておられると思います。

これが、じゃ、政治の側がどう受け止めるかなんですけども、実は、十一月頃、皆さんがワクチンを打っていただければという見通しが立つかもしれないという中で、しかし、国会でこれを議論する状況、時間があるのかといえますと、これから自民党総裁選です。そして、その後、国会が開かれたとしても、衆議院総選挙がありますから、今、報道だと、どうも総選挙は十一月ではないかというようにも聞こえてきます。この十一月までに、国民的議論をする場がこの国会にないんじゃないか、私はそう思うんですけども。

これは、ちよつと誰に聞くのかというのは難しいんですが、田村大臣、これは、国会で国民的議論をする、このままだと委員会も開かれないというようなことが私は懸念されると思います。国民的議論を十一月までにできますでしょうか。できる場をつくれますでしょうか。

○田村国務大臣 まず、今日ここでこうやってやっておりますので、閉会中であっても、閉会中審査という形で、国会でいろいろな議論をさせていただいております。

それから、総選挙に関しては、これは任期満了なので、いずれにしても、憲法の制約上、やらないうちわけにはいかないもので、これは、感染をどうやって防ぎながら選挙をやるかという非常に大きな課題はあると思います。しかし、憲法の制約上、やるということになろうというふうに思います。

その上で、国民的議論という話でございますので、それは国会でやれる部分もありますけれども、それ以外に、いろいろな形で、国民の皆様方のいろいろな御意見をいただける場というものをつくれると思いますので、そういう場においていろいろな御意見をいただくということになるというふうに思います。

○尾辻委員 衆議院は総選挙がありますけれども、参議院がありますので、そっちで議論いただくと、いろいろちよつと考えていただきたいと思います。

尾身会長にもう一点お聞きいたします。ワクチン・検査パッケージの、先ほどからあるような、いわゆるPCR検査とか抗原検査によって検査結果証明書を取得するということが、これは、今のところ公費負担はしない方向だということ、内閣官房の文書の中でもあります。これは、専門家の話を聞くというふうに先ほど内閣官房から答弁がありました。

専門家として、このワクチン・検査パッケージの検査証明書は全く本当に自費でいいのか、私はこれは不公平感があると思うんですけども、尾身会長、いかがでしょうか。

○尾身参考人 私ども、昨年の段階で、いわゆる我々が言っている②bということで、経済活動あるいは御自分のお仕事ということで活動をするために検査をするというのは、基本的には民間の活力を活用していただきたいという話をしました。させていただけまして、ここに来て、ワクチン・検査パッケージということをやるのは、私は二つの目的でやると思います。

一つは、個人あるいは会社の経済活動を少しづつという意味の、民間の話ですね、基本的に。と同時に、実はこれは、例えば沖縄とか北海道に行く人に検査をして感染を防ぐという意味では、これは感染対策、防止という側面も今回出てきたわけですね。

そういう意味では、これは私の個人的な考えですけども、そういう二つの側面があるので、民間の、自費という部分もあるけれども、公的な側面があるので、一定程度税金を使うということも考えられるんじゃないかと私は思っています。

○尾辻委員 柳楽内閣審議官、今日来ていただいておられます。今の尾身会長の意見、しっかりと聞いていただいて、これは、与党側からも出ていますし、知事会からも出てきております。しっかりとこの制度を、公費補助を出すような方向で検討いただきたいということをお尋ねいたします。次の質問に行きます。

空港検疫のことを、最後、お聞きしたいと思えます。

日本は島国ですから、水際対策をしつかりすれば変異株の流入というのは防ぐことが、まあ、全部は防げないかもしれませんが、かなり有効だというふうには考えておりました、ここは非常に重要で、この一年半やってきたと思います。ただ、結果として、デルタ株も流入をしております。やはり、この抗原定量検査でもって空港検疫をやるということ、これがやはり課題じゃないかなと思います。

もう、ちよつと時間になっていきますから数だけ教えていただきたいんですが、今どれぐらいの抗原定量検査をしているのか、そして、その中でPCR検査数、どれぐらいやっているのか、数値、お答えください。

**○とかしき委員長** 武井生活衛生・食品安全審議官、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

**○武井政府参考人** お答え申し上げます。

現在、検疫においては、全ての入国者に対し、原則として唾液を用いた抗原定量検査を実施しているところ、二〇二一年八月の空港検疫における検査実施人数は九万二千十一人です。あわせまして、PCRの方ですけれども、同じく二〇二一年八月、空港検疫において追加でPCR検査を行っておりますけれども、その件数が約六百五十件でございます。

**○尾辻委員** これ、ちよつと人と件数で合っていないんですけども、九万人の方が受けて、PCR

Rまで行ったのは六百件なんですね。

ということとは、抗原定量検査というのも陽性者一致率七五%ということとは、四分の一の人を逃しているということ、これはやはり四人に一人が私は漏れてしまっているんじゃないかというふうな考えております。しっかりと、やはり空港検疫PCR検査した方がいいのではないかということ、を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。